

○米子市議会傍聴規則

(平成17年4月15日・議会規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、米子市議会の会議(第12条を除き、以下単に「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人(報道関係者席において傍聴する者を除く。次条第3項から第6項までにおいて同じ。)の定員は、60人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者(報道関係者席において傍聴する者を除く。第3項において同じ。)は、当該会議の当日、所定の場所において、先着順により、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議の傍聴の受付は、開議時刻の30分前に開始する。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の受付の開始時において、当該会議を傍聴しようとする者の数が前条本文に規定する定員(同条ただし書の規定により定員が変更された場合には、当該変更後の定員)の数を超過しているときは、抽選によって傍聴人を決定する。この場合において、当該決定により傍聴人となった者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

4 傍聴人は、傍聴券の交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。

5 傍聴人は、議会事務局の職員(以下単に「職員」という。)から求めがあったときは、傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、会議の傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を職員に返還しなければならない。

(立入りの制限)

第5条 傍聴人は、指定された傍聴席以外の場所に立ち入ることができない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴の禁止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 刃物その他危険な物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、びら、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者

(4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にし、私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の制限)

第8条 傍聴人は、撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに、退場しなければならない。

(議長及び職員の指示)

第10条 傍聴人は、議長及び職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、なおこれに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、委員会並びに分科会及び小委員会の会議の傍聴について準用する。この場合において、第3条中「60人とする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる」とあるのは「委員長又は分科会若しくは小委員会の長が定める」と、第5条、第8条、第10条及び第11条中「議長」とあるのは「委員長又は分科会若しくは小委員会の長」と、第7条第5号中「議場」とあるのは「議場又は委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月11日から施行する。